

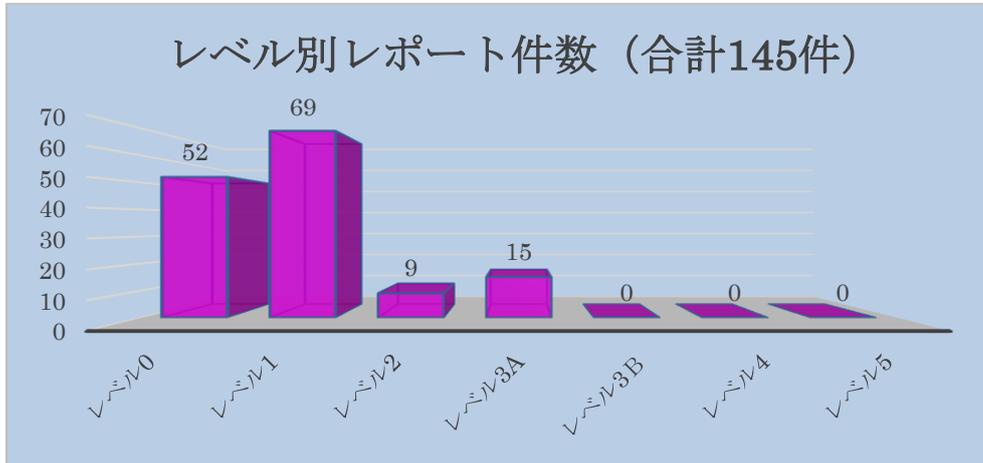
平成 30 年度 南魚沼市立ゆきぐに大和病院医療事故等の公表について

ゆきぐに大和病院では、医療の透明性を高め、市民・患者さんの知る権利に応えるなど、社会的責任を果たすことを目的として、平成 23 年 10 月に「医療安全公表基準」を策定いたしました。この公表基準に基づき、平成 30 年度の医療事故等を公表いたします。

R 元年 6 月 1 日

南魚沼市立ゆきぐに大和病院  
病院事業管理者 宮永 和夫

平成 30 年度 医療事故等発生件数（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）



医療事故の件数と代表的事例

患者影響度	件数	代表的事例と対応策
3 a	15	<p>83 歳女性 パーキンソン病リハビリ目的 個室に入院中。</p> <p>薬配役のため部屋に入り患者確認を行った、ナースコールがなり与薬ケースをその場に置き対応に病室を出た。病室に戻り再度名前を名乗ってもらったがケースの名前をよく確認せずに与薬を行った、与薬カートに 2 つのケースを戻したときに患者間違いに気づいた。</p> <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配役時与薬ケースは複数持参しない。</li> <li>・ 与薬カート収納部に仕切りを作成し部屋別に区切れるようにした。</li> <li>・ ルールの徹底と予約確認 6 つの R を再指導した。</li> </ul>

医療事故等の分類

患者影響度の内容に応じて分類しております。

患者影響度	内 容
0	エラーや医薬品・医療用具の不具合があったが、患者へは実施されなかった。
1	身体への影響はない（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
2	軽度な身体障害がある（観察の強化、バイタルサインの変化、検査の必要性が生じた）
3 a	軽度な身体的障害があり、簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、鎮痛剤、皮膚の縫合など）
3 b	高度な身体的障害があり、濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、骨折、手術、入院日数の延長、入院など）
4	身体的障害があり、後遺症が一生続く
5	死亡に至った